第六次中期経営計画

ー 令和6(2024)年度～令和8(2026)年度 ー



公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団

「区民の身近にあり、区民に親しまれ、区民に喜ばれる財団」
～新たな挑戦、柔軟さと行動力～

ご挨拶

このたび、公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団（以下「財団」という。）の運営の筋道である「第六次中期経営計画　令和6（2024）年度～令和8（2026）年度」を策定いたしました。

今回、始めて計画で特に力を入れる内容や事業の達成度の指標として数値目標を設けることなどを盛り込んだ計画策定方針を作成しました。

計画策定に当たっては、事務局長をトップに職員11名によるプロジェクトチームを設置し、検討を進めるとともに、財団全体で議論し、計画をまとめました。

計画では、区民及び区民センター等の利用者の方々の「幸せ」に少しでも貢献できるよう、町会等の地域団体・事業者などとの連携や国際化、地域共生社会の実現に向けた様々な事業を盛り込みました。

折しも計画期間中の令和8（2026）年4月には、財団設立30周年を迎えます。

平成8（1996）年4月の財団設立以来これまで築いてきた、町会・自治会、商店会などの地域の方々、大学などの教育機関、スポーツ、文化芸術、生涯学習、健康増進の各分野に関係する方々との協力関係をより深めてまいります。

令和2（2020）年から続いた新型コロナウイルス感染症拡大やウクライナ情勢など不安定な国際情勢の中、財団は「区民に身近にあり、区民に親しまれ、区民に喜ばれる財団」を目指して改革を進めております。

これからも改革の気概を持って区民生活の向上と地域社会の発展に寄与するとの使命を全うするべく、財団職員一丸となり、新たな挑戦と柔軟さと行動力をもって計画を着実に実行してまいります。

今後とも、港区及び区民並びに関係者の皆様のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和6（2024）年3月

公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団
理事長　田　中　秀　司

目　次

1 経営方針 4

2 計画の策定にあたって 5

（1）計画策定の目的 …… 5
（2）計画の位置付け …… 5
（3）計画の期間 …… 5
（4）計画の背景 …… 5

3 計画のめざす姿及び計画で取り組む 6 つの重点項目 8

（1）計画のめざす姿 …… 8
（2）計画で取り組む 6 つの重点項目 …… 8
（3）計画で取り組む 6 つの重点項目と施策との関係性 …… 9

4 計画と SDGs との関係性 10

5 第六次中期経営計画における施策体系 11

施策Ⅰ　多様な人々がつながりを実感できる事業の推進 …… 12
1 みんながつながり、誰もが参加できるふれあいの場づくり …… 12
2 スポーツの力で生み出すみんなの笑顔 …… 14
3 もっと身近に、誰もが楽しめる文化芸術 …… 16
4 生涯を通じて、いつでも学べる機会の創出 …… 18
5 いまから始める、元気に過ごせる未来の健康づくり …… 20
6 「伝わる」広報、「届く」情報発信 …… 22
7 施設利用者や事業参加者の利便性を高めるデジタル化の推進 …… 23
施策Ⅱ　財政基盤の強化と組織力の向上 …… 24
1 簡素で効率的な組織運営と事務事業の効率化 …… 24
2 魅力ある人材を育成する組織体制の強化 …… 25
3 財団事務局と施設が一体となった施設運営 …… 26
4 財政基盤の強化に向けた自主財源や会員制度の充実 …… 27
5 行政と連携した危機管理体制の強化 …… 28

資料編

1　財務状況 …… 30
2　職員数、組織図及び人件費等 …… 32
3　第六次中期経営計画（令和 6 年度～令和 8 年度）策定方針 …… 34
4　付属資料（設立趣意書・定款・クレド） …… 37

1　経営方針

令和2（2020）年に新型コロナウイルス感染症が日本で初めて確認されてから3年が経過し、令和5（2023）年5月に法的な位置づけが2類相当から5類へ移行されたことを分岐点として、新たな社会を見据えた動きが始まりました。

一方、変化が激しい国内外の社会情勢をはじめ、頻発、激甚化する自然災害は私達の日常生活に大きな影響を与えています。

公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団は、こうした先行きが不透明な状況下でも、定款に示すコミュニティ振興事業、スポーツ振興事業、文化振興事業、生涯学習支援事業、健康増進事業を推進し、地域社会の発展に寄与してきました。

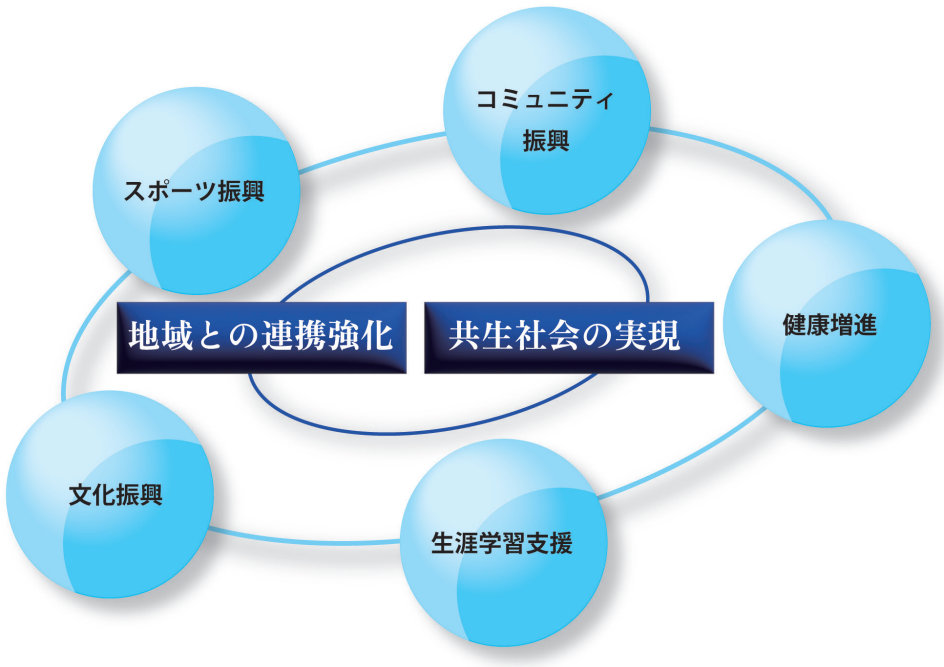
あわせて、令和3（2021）年9月に「財団改革方針」を策定し、区民と港区（以下「区」という。）との橋渡し役から一段進め、区や区民、民間と協働し、地域に愛される財団として発展・成長し続けていくための改革を進めています。

本計画においても、「地域との連携強化」、「共生社会の実現」に重点を置いた事業の推進と、それを支える組織基盤及び財政基盤の強化に積極的に取り組んでいきます。

令和8（2026）年4月には、財団設立30周年の節目を迎えます。経営方針として掲げる「区民の身近にあり、区民に親しまれ、区民に喜ばれる財団」を目指し、財団職員が一丸となって計画を着実に実行していきます。

経営方針

「区民の身近にあり、区民に親しまれ、区民に喜ばれる財団」



2　計画の策定にあたって

（1）計画策定の目的

財団は、より迅速で柔軟な区民サービスの提供を目的として、平成8（1996）年に区が設立し、区民と区との橋渡し役を担ってきました。

平成19（2007）年に区が策定した「外郭団体改革プラン」により経営機能の強化が求められたことを契機に、自立性を高め計画的に財団運営を行うことを目的として、平成21（2009）年に3か年を計画期間とする第一次中期経営計画を策定し、これまで5回策定してきました。

第六次となる本計画も、財団が目指す方向性を明確にするとともに、財団の事業展開と組織運営の基本的な考え方を示します。

（2）計画の位置付け

本計画は、今後3年間で財団が目指す方向性を明らかにするとともに、「港区基本計画・港区実施計画」をはじめ、関連する個別計画の考え方を反映し、コミュニティ振興、スポーツ振興、文化振興、生涯学習支援、健康増進の各施策を効果的・効率的に推進するためのものです。

（3）計画の期間

計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年とします。

（4）計画の背景

ア　財団を取り巻く環境の変化

区の人口は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、これまでの増加傾向から一転して令和2（2020）年6月以降減少しましたが、令和4（2022）年2月から再び増加（年少人口、生産年齢人口、老年人口の3区分とも）に転じ、令和5（2023）年4月現在で26万3，900人を超え、今後も増加傾向が続く見通しです。

新型コロナウイルス感染症の拡大以前と異なる傾向としては、単身世帯が増え、特に高齢者の単身世帯や高齢者夫婦世帯の顕著な増加が予想されています。

また、コロナ禍を契機として時間や場所の制約を受けないオンライン（非対面）での手続きやイベントなど、DX化が急速に進展しました。一方で、スポーツや文化芸術の分野では直接鑑賞すること、体験することで、より人々の心を豊かにし、感動を分かち合えるという対面の良さ、人と人とのつながりの重要性が再認識されています。

こうした状況の中、区民一人ひとりが大切にされ、多様性を認め合い、誰もが共生できる社会の実現に向け、スポーツや文化芸術、コミュニティ振興が果たす役割の重要性が高まっています。

さらに、SDGs（持続可能な開発目標）の達成、脱炭素社会の実現、人生100年時代の到来など大きな潮流の変化にも対応できる柔軟な組織体制や財政基盤を確立していく必要があります。

イ　第五次中期経営計画の取組状況

第五次中期経営計画では、中期ビジョン「新しい時代のライフスタイルに対応し、区の多様な人や文化がつながり、生活に豊かさと潤いを生み出す価値ある事業の創造」を実現するため、3つの分野で27の取組みを進めてきました。

① 区民ニーズの多様化に応える事業の推進

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、WEBでみなと区民まつり、MINATO ONLINE RUN & WALK 及び生涯学習講座提供事業「まなび屋」のYouTube配信等のオンラインを活用した事業にも積極的に取組みました。

また、地域の町会、自治会、商店会等に積極的に出向き、地域との新たな連携事業を創出しました。

② 魅力ある指定管理施設を目指す新たな取組

施設利用者の安全・安心を最優先にした施設運営、利用者意見の反映や各施設間での情報共有を行い、サービスの充実・強化を図りました。

また、指定管理施設については、現状、施設の運営を担っている区民センター4施設（麻布・赤坂・芝浦港南・台場）、生涯学習施設2施設（生涯学習センター・青山生涯学習館）の令和6年度から5年間の再指定を受けました。

③ 安定した経営基盤の確立と組織力の向上

文書システムを導入し、決裁の電子化による業務の効率化を図りました。

また、人事評価制度に基づく昇給制度や新たな手当制度（調整手当、家族手当、住宅手当）を導入しました。

さらに、危機管理マニュアルを改定するとともに、災害対策基本マニュアルを危機管理基本マニュアルから独立させ、新たに策定しました。

ウ　第六次中期経営計画に向けた課題

社会情勢の変化や第五次中期経営計画の各施策を着実に推進してきましたが、引き続き取り組むべき課題も浮き彫りになってきました。

① 町会・自治会等の地域とのつながりを活かした連携事業を、財団事務局が所在する赤坂地区から開始しました。

今後は他地区へも積極的に出向き、地域に根ざした事業を充実していく必要があります。

② 障害の有無に関わらず、誰もが文化芸術を楽しめる機会の提供や乳幼児を連れて参加できるコンサートを実施しました。

今後も共生社会の実現に向けた取組みをコミュニティやスポーツの分野でも充実させていく必要があります。

③ 多様化するニーズに対応した利便性の高いサービスの提供や社会の変化に合わせた事業の見直しに取り組んできました。

今後もキャッシュレス化、オンライン申込み等のICTを活用した利便性の向上、事業データの集約・分析による事業整理及び職員が働きやすい環境の充実にも積

極的に取り組んでいく必要があります。

④ コミュニティ振興をはじめとした財団が実施する事業について、港区コミュニティ情報誌「キスポート」や財団ホームページ、SNS 等の多様な広報媒体を活用して情報発信を行ってきました。

今後もイベントや施設情報を積極的に発信していくとともに、財団の取組みがより多くの方に届くよう、伝わる広報を実践していく必要があります。

⑤ 若手職員の確保は、持続可能な財団運営にとって重要です。これまで評価制度の導入や職員の処遇改善に努めてきました。

今後も職員がやりがいを持って働ける環境を整えるとともに、質の高い区民サービスが提供できる人材を育成していく必要があります。

⑥ 港区版ふるさと納税制度の活用や財団の実施事業への寄付、協賛の呼びかけ、受益者負担の見直しなど自主財源の強化に取り組んできました。

今後も区の補助金への依存度を軽減し、自立的な財団運営を行っていくため、自主財源の確保や寄付文化の浸透に向けた取組みを進めていく必要があります。

エ　第六次中期経営計画期間中に留意すべき視点

令和6（2024）年度は、指定管理者として管理運営を担ってきた経験や地域との信頼関係を活かし、伝統文化交流館の継続獲得に取り組みます。

令和9（2027）年度に開設予定の港区立みなと芸術センターは、これまで蓄積してきた施設管理や文化芸術に関する多様な事業展開の経験を活かし、管理運営の指定獲得に向けた準備に取り組みます。

また、令和8（2026）年は設立30周年の節目の年として、記念事業や地域への還元事業の実施に向けた取組みを推進します。

3　計画のめざす姿及び計画で取り組む６つの重点項目

（１）計画のめざす姿

区民の身近にあり、区民に親しまれ、区民に喜ばれる財団
～新たな挑戦、柔軟さと行動力～

本計画の策定にあたっては、社会情勢の変化や第五次中期経営計画を着実に推進するために策定した財団改革方針に基づいた取組みや課題等を策定方針としてまとめ、財団職員によるプロジェクトチームを設置し、検討を進めました。

計画のめざす姿と6つの重点項目として「地域との連携強化」、「共生社会の実現に向けた取組み」、「DXの推進」、「広報･情報発信の強化」、「組織体制の強化」、「財団独自の自主財源の確保」を設定することで、財団が一丸となって取り組む方向性を明確にしました。

また、財団の取組みを分かりやすく伝えていくため、「数値化等による目標の明確化」、「短く分かりやすい文章」、「写真等の活用による見やすさ」の3つの工夫を取り入れ、「多様な人々がつながりを実感できる事業の推進」と「財政基盤の強化と組織力の向上」の2つの施策に整理し、12 の重点的な取組で構成する計画とします。

（２）計画で取り組む６つの重点項目

① 地域との連携強化
- 町会･自治会、商店会、企業、大学、大使館等と連携し、地域コミュニティの更なる活性化につながる事業

② 共生社会の実現に向けた取組み
- 国際交流、多世代交流を推進していく事業
- 障害の有無に関わらず参加しやすい事業

③ DXの推進
- 事業参加費のキャッシュレス化の拡充及び事業申込みの利便性の向上
- 各課、施設の事業データの集約、活用による事業の整理
- オンライン環境の充実による事業の効率化

④ 広報・情報発信の強化
- 効果的なSNSの活用（プッシュ型の発信等）
- 相手に伝わるホームページの構築

⑤ 組織体制の強化
- 職員のキャリアアップを支援できる人材育成制度
- 人事・給与制度の見直しと事業提案制度の構築

⑥ 財団独自の自主財源の確保
- 財団の事業に結び付けた寄付制度及び港区版ふるさと納税制度の周知
- Kissポート会員制度やKissポートボランティア制度の見直し

（3）計画で取り組む６つの重点項目と施策との関係性

施策	Ⅰ 多様な人々がつながりを実感できる事業の推進							Ⅱ 財政基盤の強化と組織力の向上				
施策の分類 / 6つの重点項目	①みんながつながり、誰もが参加できるふれあいの場づくり	②スポーツの力で生み出すみんなの笑顔	③もっと身近に、誰もが楽しめる文化芸術	④生涯を通じて、いつでも学べる機会の創出	⑤いまから始める、元気に過ごせる未来の健康づくり	⑥「伝わる」広報、「届く」情報発信	⑦施設利用者や事業参加者の利便性を高めるデジタル化の推進	①簡素で効率的な組織運営と事務事業の効率化	②魅力ある人材を育成する組織体制の強化	③財団事務局と施設が一体となった施設運営	④財政基盤の強化に向けた自主財源や会員制度の充実	⑤行政と連携した危機管理体制の強化
① 地域との連携強化	○	○	○	○	○							
② 共生社会の実現に向けた取組み	○	○	○	○								
③ DX の推進							○	○		○		
④ 広報・情報発信の強化						○						
⑤ 組織体制の強化									○	○		○
⑥ 財団独自の自主財源の確保											○	

4　計画とSDGsとの関係性

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成 27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12（2030）年までの国際目標で、17のゴール（下図参照）と169のターゲットから構成されています。

SDGsが掲げる「誰一人取り残されない」社会の実現に向けて、国や地方自治体、企業、教育・研究機関、NPO等、様々な主体により積極的な取組が展開されています。

SDGsが掲げる目標や方向性は地域課題の解決に貢献するものであることから、財団は、各事業体系とSDGsとの関連を明らかにし、SDGsの目標を踏まえて計画を推進していきます。

	1　貧困をなくそう		10　人や国の不平等をなくそう
	2　飢餓をゼロに		11　住み続けられるまちづくりを
	3　すべての人に健康と福祉を		12　つくる責任 つかう責任
	4　質の高い教育をみんなに		13　気候変動に具体的な対策を
	5　ジェンダー平等を実現しよう		14　海の豊かさを守ろう
	6　安全な水とトイレを世界中に		15　陸の豊かさも守ろう
	7　エネルギーをみんなに そしてクリーンに		16　平和と公正をすべての人に
	8　働きがいも経済成長も 達成しよう		17　パートナーシップで目標を 達成しよう
	9　産業と技術革新の基盤を つくろう		

5　第六次中期経営計画における施策体系

施策Ⅰ　多様な人々がつながりを実感できる事業の推進

1 みんながつながり、誰もが参加できるふれあいの場づくり

2 スポーツの力で生み出すみんなの笑顔

3 もっと身近に、誰もが楽しめる文化芸術

4 生涯を通じて、いつでも学べる機会の創出

5 いまから始める、元気に過ごせる未来の健康づくり

6「伝わる」広報、「届く」情報発信

7 施設利用者や事業参加者の利便性を高めるデジタル化の推進

施策Ⅱ　財政基盤の強化と組織力の向上

1 簡素で効率的な組織運営と事務事業の効率化

2 魅力ある人材を育成する組織体制の強化

3 財団事務局と施設が一体となった施設運営

4 財政基盤の強化に向けた自主財源や会員制度の充実

5 行政と連携した危機管理体制の強化

施策 Ⅰ　多様な人々がつながりを実感できる事業の推進

1　みんながつながり、誰もが参加できるふれあいの場づくり

■ 現状・課題

多くの区民に参加してもらい、地域の住民同士が交流できる機会を提供するため、地域コミュニティを支える多様な主体と連携を図りながら、みなと区民まつりや区民センターふれあいまつりをはじめとした様々なコミュニティ事業を実施しています。

今後は、より身近な地域で気軽に交流できる機会の充実や町会・自治会等と連携したコミュニティの活性化につながる事業を実施していく必要があります。

■ 重点的に取り組む事業

動物と触れ合えるイベントを通して、地域の住民同士が交流できる機会の創出につながる事業を区内の各地区で実施します。

地域コミュニティの中心的な役割を担う町会・自治会等の活動を支援していくため、地域の祭り等に財団の人材やコンテンツを提供し、地域との連携を強化します。

地域の多様な主体と連携を図りながら、区内の観光資源や国際色豊かな地域特性を活かした取組みを実施します。

■ 期待する効果

町会・自治会をはじめとした地域に根ざした多様な主体と連携し、誰もが気軽に集える機会が創出されている。

■ SDGs のゴールとの関係



■ 計画目標

項目	現状	年度計画		
	令和 5年度見込み	令和 6（2024）年度	令和 7（2025）年度	令和 8（2026）年度
町会・自治会等への派遣事業の実施回数	7 回（麻布・赤坂・芝浦港南）	10 回（芝・麻布・赤坂・芝浦港南）	12 回（芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南）	15回（芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南）
国際交流事業の実施回数	―	1回	2回	3回

コミュニティに関する主な事業一覧

財団の実施事業	みなと区民まつり
	MINATO シティハーフマラソン
	自然とのふれあい事業（竹芝新八景、戸板女子短期大学屋上庭園を活用した事業）
	町会連携（町会・自治会、商店会イベントへの派遣事業）
	地域とのふれあいイベント （東京ベイ・クリーンアップ大作戦、ふれあいどうぶつえん）
	季節のイベント（大茶会）
	ふれあい展示会（子どものびのび書展）
指定管理施設が実施する事業	ふれあいまつり（麻布、赤坂、芝浦港南区民センター）
	フリーマーケット（芝浦港南、台場区民センター）
	お台場夏まつり、お台場ハロウィン（台場区民センター）
	コミュニティみなと「区民の自主企画事業」（麻布、赤坂、芝浦港南、台場区民センター）
	フェスティばるーん（生涯学習センター）
	青山地域交流プロジェクト（青山生涯学習館）
	伝統文化夏まつり（伝統文化交流館）
	＜地域連携＞芝浦運河まつりへの協力（芝浦港南、台場区民センター、伝統文化交流館）
	＜地域連携＞芝浦一丁目町会イベントへの協力（伝統文化交流館）

地域とのふれあいイベント

地域の住民同士が動物とのふれあいを通して交流できるイベントを区内の各地区で実施しています。

- **ふれあいどうぶつえん**
  （ポニー乗馬体験＆小動物とのふれあい）
- **ミニふれあいどうぶつえん**
  （小動物とのふれあい）




ふれあいどうぶつえん

町会連携（町会・自治会等への派遣事業）

町会・自治会等のニーズに合わせて、地域の祭り等に缶バッジづくり、ミニコンサート、ミニふれあいどうぶつえん等を提供する事業を実施しています。




南麻布富士見町会イベントへの派遣事業

2　スポーツの力で生み出すみんなの笑顔

■ 現状・課題

子どもから高齢者まで誰もが生涯にわたりスポーツに親しみ、気軽に楽しめる機会を提供するため、東京2020大会のレガシーとなるイベントをはじめ、スポーツ教室やイベント、区民大会等を実施してきました。特にラグビー普及事業については、幼稚園、保育園、小学校等に出向いての取組みを積極的に展開してきました。

東京2025デフリンピック開催を見据え、今後も障害のある方とない方がともにスポーツを楽しめる機会を増やしていく必要があります。

■ 重点的に取り組む事業

共生社会の実現に向け、障害のある方とない方がともに楽しめるスポーツ事業の実施回数を拡充します。

ラグビー普及事業の一環として実施している「タグラグビー」について、区との連携を図りながら幅広い世代の方への体験機会を拡充していきます。

■ 期待する効果

障害の有無や国籍等に関わらず、子どもから高齢者まで誰もが身近で気軽に楽しめ、長く続けられるスポーツ事業が展開されている。

■ SDGs ゴールとの関係



■ 計画目標

項目	現状	年度計画		
	令和 5年度見込み	令和 6（2024）年度	令和 7（2025）年度	令和 8（2026）年度
障害者スポーツの実施事業数	5 事業（タグラグビー、サッカー等）	6 事業（タグラグビー、卓球、サッカー等）	7 事業（タグラグビー、卓球、サッカー等）	8 事業（タグラグビー、卓球、サッカー等）
ラグビー普及事業総参加者数（体験のみ）	5,200 人	5,700 人	6,200 人	6,400 人

スポーツに関する主な事業一覧

財団の実施事業	スポーツ教室	ラート体験教室（小・中学生、大人）
		トレーニング教室
		トランポリン／フェンシング体験教室
		アスリート派遣事業（小・中学校）
	スポーツ 大会	小・中学生サッカー・野球大会／小学生バスケットボール大会
		レディーススポーツ大会（バレーボール・卓球・バトミントン）
		ボウリング大会
		MINATO お台場駅伝
	協定事業	ラグビー（タグラグビー）／トライアスロン／ボウリング
	スポーツ事業（共生）	障がい者スポーツの集い
		ブラインドサッカー体験会
		特別支援学級　フットサル教室
		特別支援学級　プロ野球観戦
		ヒューマンプラザ　タグラグビー教室
	レガシー・イベント事業	ウィンドサーフィン教室
		サップ&サップヨガ体験
		MINATO ONLINE RUN&WALK
		MINATO ロゲイニング（スポーツ／観光）
		ブレイキン　チャレンジ&パフォーマンス

スポーツ事業（共生）

タグラグビー、卓球、サッカー、バスケット等の多様な種目で障害のある方とない方がともにスポーツを楽しめる事業を実施しています。



特別支援学級　フットサル教室

協定事業（タグラグビー）

スポーツを通じた健康な心と身体づくり、交流のきっかけづくりとして、幅広い世代の方がボールとタグを使って、安全に楽しめる事業を実施しています。







タグラグビー教室

施策 Ⅰ　多様な人々がつながりを実感できる事業の推進

3　もっと身近に、誰もが楽しめる文化芸術

■ 現状・課題

多様な価値観が尊重され、誰もが文化芸術を鑑賞・参加・創造できる機会を提供するため、コンサートや演劇、文化芸術活動支援事業等を実施しています。

今後も文化芸術に触れる機会が少ない方への事業を充実させていく必要があります。

また、文化芸術団体同士の情報やノウハウの共有、交流の場づくり、団体間の連携強化を図っていくことで、区民主体の文化芸術活動を支援し、担い手を育成していく必要があります。

■ 重点的に取り組む事業

ソーシャルサーカス※のワークショップやバリアフリー公演等の出張事業を区内福祉施設で拡大します。

港区文化芸術活動サポート事業を通じて団体の自立及び成長を支援するとともに、港区文化芸術ネットワーク会議で交流や連携を促進します。

■ 期待する効果

年齢や障害の有無、国籍等に関わらず、誰もが文化芸術を気軽に楽しめる事業が提供されている。

■ SDGs のゴールとの関係



■ 計画目標

項目	現状	年度計画		
	令和 5年度見込み	令和 6（2024）年度	令和 7（2025）年度	令和 8（2026）年度
出張共生事業実施施設数	3 施設 ・障害保健福祉センター ・特別支援学級（小学校） ・児童相談所	4 施設 ・障害保健福祉センター ・特別支援学級（小学校） ・児童相談所 ・生活介護事業所	5 施設 ・障害保健福祉センター ・特別支援学級（小学校） ・児童相談所 ・生活介護事業所 ・児童発達支援・放課後等デイサービス	6 施設 ・障害保健福祉センター ・特別支援学級（小学校） ・児童相談所 ・生活介護事業所 ・児童発達支援・放課後等デイサービス ・高齢者施設

※ソーシャルサーカス
サーカス技術の練習や習得を通じて、協調性・問題解決能力・自尊心・コミュニケーション力等を総合的に育むプログラムです。

文化芸術に関する主な事業一覧

財団の実施事業	共生社会推進事業	ソーシャルサーカス
		バリアフリー公演
		福祉施設等出張ワークショップ
		みなとシネマフェスタ
		教育施設等へのアウトリーチ （ふれあいアート、学校音楽等芸術教室）
	ふれあい鑑賞事業	Kiss ポートクラシックコンサート
		Kiss ポートミュージック （シーズンコンサート、音楽のさんぽ道等）
	文化芸術の啓発・支援型事業	港区文化芸術活動サポート事業
		港区文化芸術ネットワーク会議
指定管理施設が実施する事業	0才からのファミリーコンサート（麻布、赤坂、芝浦港南、台場区民センター・伝統文化交流館）	
	音育ランド／麻布演劇市（麻布区民センター）	
	赤坂ふれあいコンサート／赤坂 JAZZ フェスティバル（赤坂区民センター）	
	避難訓練コンサート（赤坂、芝浦港南、台場区民センター）	
	伝統文化フェスティバル／芝浦寄席（伝統文化交流館）	

共生社会推進事業

年齢や障害の有無、国籍等に関わらず、誰もが楽しめるワークショップや演劇、コンサート等を鑑賞・体験できる機会を提供しています。



ソーシャルサーカス



コミュニケーションワークショップ

4　生涯を通じて、いつでも学べる機会の創出

■ 現状・課題

子どもから高齢者まで、いつでも、どこでも、誰でも学べる機会を提供するため、多様な生涯学習講座を実施しています。

今後もより多くの方に学びの機会を提供していくため、子どもや親子、青年期（概ね18歳～30歳）の社会人を対象にした事業を充実していく必要があります。

また、区民等が学びの場で習得した知識や経験を地域へ還元していくため、社会教育関係団体をはじめとした地域の団体の活動を支援していく必要があります。

■ 重点的に取り組む事業

企業や団体等と連携し、子どもや親子、社会人等の新たな施設利用者の拡大につながる生涯学習事業を充実します。

学びの成果や知識を活かしたい個人や団体の相談体制の強化や研修等の充実を図ることで、学びの循環につながる支援を行います。

■ 期待する効果

学びたい人がライフスタイルに合わせて、参集やオンラインなどの学習方法を選択できる環境が整備されている。

学んだ知識を活かしたい個人や団体が地域に還元できる場が提供されている。

■ SDGs のゴールとの関係



■ 計画目標

項目	現状	年度計画		
	令和 5年度見込み	令和 6（2024）年度	令和 7（2025）年度	令和 8（2026）年度
親子及び社会人の事業参加者数	200 人	250 人	270 人	300 人

生涯学習に関する主な事業一覧

財団の実施事業	みなと区民大学 （北里大学、東海大学、明治学院大学、戸板女子短期大学、芝浦工業大学、ハリウッド大学院大学）	
	小中学生学習講座（ジュニアソフトウェアセミナー）	
	SDGs 講座（金継ぎ初級）	
指定管理施設が実施する事業	さくらだ学校　企画運営委員会	生涯学習センター
	さくらだ学校企画運営委員による企画講座	
	協働参画事業・ばるーん文化体験講座（書道、日本舞踊等）	
	ばるーんゼミナール実務・教養講座（金融、趣味等）	
	親子教室（親子で楽しむ新橋亭の水餃子づくり等）	
	桜田学校課外授業（「お金ってなぁに?」「ばるーんプレイパーク」等）	
	新社会人ばるーん交流会（月餅づくり体験等）	
	地域連携講座（珈琲の楽しみ方等）	
	生涯学習講座提供事業「まなび屋」（「論語の素読」入門等）	
	社会教育関係団体指導者育成研修	
	秋山庄太郎写真芸術館連携講座	青山生涯学習館
	根津美術館連携講座	
	生涯学習講座提供事業「まなび屋」（カラーサンドアート等）	
	イタリア語講座／楽しい3Aチャレコミ講座	麻布区民センター
	技能育成講座「はじめてのこども講談」／「はじめての能楽」	赤坂区民センター
	伝わる・つながる英会話／「和のこころ」落語から学ぶ	芝浦港南区民センター
	芝浦歴史講座	伝統文化交流館

桜田学校課外授業

子どもを対象にした学びの機会を提供する講座を生涯学習施設で実施しています。



世界の貿易ゲームと麻紐のミサンガづくり

新社会人ばるーん交流会

共通の学びや趣味を持った方々の仲間づくりや居場所づくりを支援する事業を実施しています。



コーヒー入門講座

5　いまから始める、元気に過ごせる未来の健康づくり

■ 現状・課題

人生100年時代の到来により、誰もが生涯にわたり健やかで心豊かに暮らしていくため、生活習慣病対策や幅広い年齢の方を対象にした健康増進につながる事業を実施しています。

今後は、町会・自治会への派遣事業や各区民センターでの健康測定会等、より区民に身近な場所で事業を展開していく必要があります。

■ 重点的に取り組む事業

健康増進を積極的に推進する期間を設け、各区民センターで健康をテーマにした講座やセミナー等を実施します。

町会・自治会を対象にした健康測定会等の健康意識の啓発につながる事業を実施します。

■ 期待する効果

元気で心豊かに暮らせ、健康寿命延伸に寄与する事業が展開されている。

■ SDGs のゴールとの関係



■ 計画目標

項目	現状	年度計画		
	令和 5年度見込み	令和 6（2024）年度	令和 7（2025）年度	令和 8（2026）年度
健康増進月間に事業を展開する地区	—	2地区 （麻布・赤坂）	3地区 （芝・麻布・赤坂）	5地区 （芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南）
町会・自治会等と連携した健康測定等の実施回数	—	2 回 （麻布・赤坂）	4 回 （芝・麻布・赤坂）	6 回 （芝・麻布・赤坂・高輪・芝浦港南）

健康増進・健康づくりに関する主な事業一覧

財団の実施事業	地域連携による健康づくりの推進	健康測定会
		大学連携健康増進講座 （国際医療福祉大学、戸板女子短期大学、 ハリウッド大学院大学）
		赤坂・青山地区 SDGs スタンプラリー
		ラジオ体操
	母親・子どもへの健康支援	食育講座
		いっぱい楽しい親子遊び
	多世代にわたる健康保持増進	チェアバレエ・エクササイズ
		さわやかヨガ教室
		リフレッシュピラティス
		なりきり歌舞伎体操講座
		栄養講座
		メンタルヘルス講座
指定管理施設が実施する事業	ベビーマッサージ&ベビーヨガ教室（芝浦港南、台場区民センター）	
	ヨガ体験教室（青山生涯学習館）	

地域連携による健康事業

・健康測定会

企業等と連携し、健康測定機器を使用した体のバランスチェックとアドバイス等を行っています。



健康測定会

・みんなのラジオ体操

港区医師会と連携し、区民の運動不足解消を目的にラジオ体操の普及を行っています。



みんなのラジオ体操

施策 Ⅰ　多様な人々がつながりを実感できる事業の推進

6 「伝わる」広報、「届く」情報発信

■ 現状・課題

コミュニティ振興、スポーツ振興、文化振興、生涯学習支援、健康増進につながる多様な事業を展開しています。

財団の取組みをより多くの方に知ってもらうことで地域社会の発展に寄与していくため、財団ホームページや SNS 等を積極的に活用するとともに、港区コミュニティ情報誌「キスポート」の紙面を充実していく必要があります。

■ 重点的に取り組む事業

財団設立30周年（令和８年）の節目に向けて、財団ゆるキャラ「みなペン」の活用や財団のロゴやカラーの統一を図り、財団の広報媒体で活用します。

財団ホームページやSNS、港区コミュニティ情報誌「キスポート」等の多様な広報媒体を活用して、イベントや事業紹介をより分かりやすく発信します。

■ 期待する効果

多様な広報媒体による情報発信により、多くの方が情報を得られている。

■ SDGs のゴールとの関係



■ 計画目標

項目	現状	年度計画		
	令和 5年度見込み	令和 6（2024）年度	令和 7（2025）年度	令和 8（2026）年度
ホームページのアクティブユーザー数	20,000 人	22,000 人	27,000 人	32,000 人
X（旧 Twitter）のフォロワー数	150 人	250 人	500 人	1, 000人
財団の認知度※	40%	50%	60%	70%

※インターネット調査（調査登録者約 5,000 名に配信）により、区内に在住、在勤、在学の方（約 600 名）の回答結果をもとに把握しています。

7　施設利用者や事業参加者の利便性を高めるデジタル化の推進

■ 現状・課題

子どもから高齢者まで幅広い世代の方々に施設を利用してもらうとともに、多様化するニーズに対応した利便性の高いサービスを提供していく必要があります。

財団は幅広い世代を対象にした事業を展開していくうえで、事業参加時のキャッシュレス決済やオンラインによる事業申込みを拡充していくことが求められています。

■ 重点的に取り組む事業

事業に参加する方々の多様なニーズに合わせた決済方法の充実を図るため、窓口に来ることなく決済可能な環境を整備します。

いつでもどこでもスマートフォンやパソコンから事業の申込み等をオンラインで申請できる環境を整備します。

■ 期待する効果

キャッシュレスによる決済、オンラインによる申込みが可能な環境が整備されている。

■ SDGs のゴールとの関係



■ 計画目標

項目	現状	年度計画		
	令和 5年度見込み	令和 6（2024）年度	令和 7（2025）年度	令和 8（2026）年度
キャッシュレス決済ができる事業の割合	10%	30%	80%	100%
オンライン申込みができる事業の割合	60%	80%	100%	100%

施策 II　財政基盤の強化と組織力の向上

1　簡素で効率的な組織運営と事務事業の効率化

■ 現状・課題

文書システムの導入による決裁の電子化、テレワーク用のタブレット端末の導入やフリーアドレス化による業務の効率化を図りました。さらに、場所を選ばずに会議や業務ができる環境を充実していく必要があります。

財団が実施する事業データを集約し、事業の整理や新たな事業の創出に活用していく必要があります。

■ 重点的に取り組む事業

職員が時間や場所にとらわれずにオンライン会議やテレワーク等を活用して働ける環境を整備します。

各課、施設の事業データを集約、分析したうえで事業整理を行うとともに、新たな事業の創出ができる仕組みを整備します。

■ 期待する効果

職員が働きやすい環境の整備と効率的な事業運営が実現されている。

■ SDGs のゴールとの関係



■ 計画目標

項目	現状	年度計画		
	令和 5年度見込み	令和 6（2024）年度	令和 7（2025）年度	令和 8（2026）年度
事業※1 のスクラップ＆ビルド	—	5%※2	5%※2	10%※2

※1　対象事業数は、206 事業です（各課が実施する 104 事業と、各施設が自主事業として実施する 102 事業の合計 / 令和4（2022）年度事業実績より）。
※2　各課・各施設の既存事業を新たな事業に見直す割合です。

2　魅力ある人材を育成する組織体制の強化

■ 現状・課題

職員一人ひとりが意欲と能力を高めるとともに、その能力を発揮できる組織体制を整備し、質の高い区民サービスを提供していく必要があります。

若手職員の確保、長期的なキャリア形成が可能な人事・給与制度への見直しや職員の成長につながる研修制度を充実させていく必要があります。

■ 重点的に取り組む事業

職員のモチベーションを高め、やりがいを最大限発揮できるように人事・給与制度を見直し、新たな職層及び給与制度を構築します。

接遇研修の強化やスキルアップにつながる実務研修を実施することで、常に区民目線にたち、区民のニーズをしっかりと聞き取り、きめ細かい対応ができる資質や能力を備えた人材を育成します。

■ 期待する効果

職員が意欲的に働ける環境が整備されている。

区民目線にたち、区民ニーズに柔軟な対応ができる職員が育成されている。

■ SDGs のゴールとの関係



■ 計画目標

項目	現状	年度計画		
	令和 5年度見込み	令和 6（2024）年度	令和 7（2025）年度	令和 8（2026）年度
職層及び給与規程の改正	—	職層及び給与規程の改正案の確定	職層及び給与規程の改正	新たな職層及び給与規程の運用開始
年間研修計画の見直し	—	在職歴等に応じた研修計画の見直し及び運用開始	新たな研修計画の運用	新たな研修計画の運用

施策 II　財政基盤の強化と組織力の向上

3　財団事務局と施設が一体となった施設運営

■ 現状・課題

指定管理施設において質の高い施設運営を維持していくためには、多様化する利用者のニーズを的確に捉え、そのニーズに応えるために、財団事務局と各施設が一体となって事業の企画や日頃の施設運営の改善に継続して取り組んでいくことが必要です。

財団が実施する各種アンケートや利用者懇談会等だけでなく、総合支所との意見交換や地域の町会・自治会、関係団体に出向き、情報交換を通じてニーズを把握し、具体的な施策に反映させ、施設利用者の満足度の向上や利用者の増加に結び付けていく必要があります。

■ 重点的に取り組む事業

総合支所や地域の町会・自治会、関係団体の会議に積極的に参加し、地域のニーズに沿った連携事業を実施します。

財団事務局のコーディネート機能を強化し、各施設が事業データの分析等に基づき、新たな事業を創出します。

利用者アンケート、利用者懇談会、ご意見はがき、第三者評価、施設利用時の受付対応の機会を通じて利用者の声やニーズを把握し、安全・安心・快適な施設運営を実施します。

毎年、施設運営報告会を開催し、指定管理施設が合同で施設運営方針や振り返りを行い、本部・施設の相互理解や協力関係を強化します。

■ 期待する効果

財団事務局と各施設が共通の認識のもと、質の高い施設運営及び事業展開が実施されている。

■ SDGs のゴールとの関係



■ 計画目標

項目	現状	年度計画		
	令和 5年度見込み	令和 6（2024）年度	令和 7（2025）年度	令和 8（2026）年度
各指定管理施設 平均利用率	※	前年度比 2%増		

※財団が運営する指定管理施設（7施設）の各施設平均利用率は、41%～74%です。

4　財政基盤の強化に向けた自主財源や会員制度の充実

■ 現状・課題

みなと区民まつり、MINATO シティハーフマラソンについては、実行委員会事務局として企業等からの協賛金を獲得できている一方で、財団への寄付金や協賛金の獲得が課題となっています。区からの補助金や指定管理料収入に頼らず、多様な財源の確保、財団の事業や取組みに共感してくれる区民、企業等を増やしていく必要があります。

Kiss ポートボランティア制度及び Kiss ポート会員制度について、より分かりやすい仕組みに改善していく必要があります。

■ 重点的に取り組む事業

港区コミュニティ情報誌「キスポート」、財団ホームページ、チラシ等の多様な媒体を活用し、港区版ふるさと納税制度や寄付制度などの寄付文化がより区民に浸透するよう取り組みます。

受益者負担の考え方は、社会情勢等を踏まえた参加料となるよう見直します。

Kiss ポートボランティア制度及び Kiss ポート会員制度の仕組みや役割を明確にし、より区民等に親しまれる制度に見直します。

■ 期待する効果

財団を安定的に運営していくための財源の充実と財団の取組みや事業に共感する区民等が増加している。

■ SDGs のゴールとの関係



■ 計画目標

項目	現状	年度計画		
	令和 5年度見込み	令和 6（2024）年度	令和 7（2025）年度	令和 8（2026）年度
補助金事業支出※1 に占める収入※2 の割合	8%	8.5%	9%	9.5%
Kissポートボランティア制度及び Kiss ポート会員制度の再構築	・Kiss ポートボランティア（30人） ・Kiss ポート会員（4,500 人※3）	制度の再構築【ボランティア・会員・賛助会員（寄付）】	新制度の運用	

※1　補助金事業支出のうち、人件費を除いた事業費の合計額です。
※2　収入は、参加料、助成金、寄付金等の合計額です。
※3　ぴあ Gettii 会員登録数

施策 II　財政基盤の強化と組織力の向上

5　行政と連携した危機管理体制の強化

■ 現状・課題

指定管理施設を運営する財団は、災害の発生時に地域の防災拠点としての機能と役割を把握し、対応策を整備していく必要があります。

これまで危機管理基本マニュアルに集約していた災害への対応方法を見直し、新たに災害対策基本マニュアルを策定しました。策定した2つのマニュアルに基づき、職員が災害や緊急事態等の発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を整備していく必要があります。

■ 重点的に取り組む事業

災害対策基本マニュアル・危機管理基本マニュアルに基づき、災害や指定管理施設でのけがや事故発生時を想定した研修や訓練を計画的に実施します。

災害や危機発生時に円滑な情報伝達が可能な体制を整えるため、定期的な職員の連絡体制の更新と実践的な訓練を実施します。

区民・利用者に安全で安心して施設を利用してもらうため、上級救命技能認定を職員全員が取得し、危機対応能力を向上していきます。

■ 期待する効果

危機発生時の連絡体制や手順に沿った対応が職員に浸透し、実践されている。

職員が災害発生時に迅速に行動できる組織体制が実現されている。

■ SDGs のゴールとの関係



■ 計画目標

項目	現状	年度計画		
	令和 5年度見込み	令和 6（2024）年度	令和 7（2025）年度	令和 8（2026）年度
危機発生時対応訓練	1 回	2 回	2 回	2 回
災害時初動対応訓練	1 回	2 回	2 回	2 回

資料編

1　財務状況

前計画期間中は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を強く受けた事業運営となりました。

特に令和3年度は、前年度に引き続きみなと区民まつりを Web で開催し、MINATO シティハーフマラソンは中止しました。その他の事業も中止や縮小して開催するなど事業計画の大幅な変更に伴い、区補助金交付額を 8,250 万円減額補正し、さらに約 8,320 万円の補助金を区に返還しました。

令和4年度は、みなと区民まつりや MINATO シティハーフマラソンなど多くの事業を新型コロナウイルス感染症の感染防止対策費用を増額して開催しました。

併せて、コロナ禍で培った経験を活かしたオンライン事業も継続して行い、前年度比で収入は 21.8%、支出は 20.7% 増となりました。

令和5年度は、場所や時間の制約を受けないオンラインのメリットを活用した事業を継続しながら、コロナ禍以前の参集型の事業も当初計画で示した内容で実施しました。

収入の内訳については、区からの補助金、指定管理料による収入が9割（令和4年度実績で補助金比率 59.1%、指定管理料比率 37.9%）を超えています。

補助金、指定管理料の財源は区民の税金であることを強く意識した執行管理を行うとともに、新たな財源確保に向けた取組みを強化し、自立性を高めていく必要があります。

本計画では、6つの重点項目に限られた財源を配分するとともに、既存事業の見直しと区民ニーズを踏まえた新たな事業の創出に努めていきます。

また、多様な財源の確保、管理コストの抑制など内部努力を徹底し、無駄を排除した簡素で効率的な財政運営を行います。

【財政計画】

区分＼年度			第五次中期経営計画			第六次中期経営計画		
			令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和6年度（2024）	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）
収入	補助金事業	区補助金収入	442,609	607,461	681,658	675,601	697,535	704,451
		その他収入	21,030	23,604	30,840	29,788	33,958	35,656
	指定管理事業	指定管理料	374,347	389,355	410,483	466,591	487,819	503,548
		その他収入	2,703	3,566	2,253	3,631	3,813	4,003
	その他事業		2,478	3,005	4,596	2,759	3,932	4,799
	繰越金		0	0	19,078	19,078	17,000	17,000
	特定資産取崩収入 ※		0	0	0	15,408	10,000	25,000
	収入計（a）		843,167	1,026,991	1,148,908	1,212,856	1,254,057	1,294,457
支出	補助金事業	人件費	130,878	137,263	174,276	167,636	184,400	189,932
		コミュニティ振興費	79,527	151,674	164,448	169,425	169,425	169,425
		スポーツ振興費	15,713	31,417	43,487	36,083	36,083	36,083
		文化振興費	59,920	66,002	79,090	75,892	75,892	75,892
		健康増進費	3,155	3,866	7,115	5,592	5,592	5,592
		マラソン事業費	42,970	100,000	90,000	90,000	90,000	90,000
		小　計	332,163	490,222	558,416	544,628	561,392	566,924
	指定管理事業	人件費	187,754	187,372	197,056	249,103	262,127	269,964
		区民センター	102,944	108,431	119,370	108,009	115,151	116,592
		生涯学習施設	38,013	44,495	46,545	52,955	52,357	52,759
		伝統文化交流館	41,520	41,042	45,512	46,155	47,997	54,237
		小　計	370,231	381,340	408,483	456,222	477,632	493,552
	その他事業費		13,802	4,150	10,927	13,745	14,432	15,298
	管理費	人件費	70,130	79,784	78,085	93,402	102,742	105,824
		運営事務費	61,346	60,993	75,997	67,359	67,359	67,359
		その他人件費	0	5,721	12,000	20,500	20,500	20,500
		その他管理費	20	799	5,000	17,000	10,000	25,000
		小　計	131,496	147,297	171,082	198,261	200,601	218,683
	支出計（b）		847,692	1,023,009	1,148,908	1,212,856	1,254,057	1,294,457
当期収支差額（c）〔a－b〕			△4,525	3,982	0	0	0	0

※投資活動収支の部の特定資産取崩収入の金額を計上しています。

・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律では、公益目的事業において支出額以上の収入額が見込まれた場合、当該公益目的事業に支出するように規定されているため、収入が見込まれた当該年度以降に支出を計画しています。そのため、一部年度において収支差額にマイナスが生じています。

・令和4（2022）年度までは決算額、令和5（2023）年度以降は予算見込額です。なお、令和7（2025）年度以降の伝統文化交流館については、再指定されたことを見込んだ収入・支出額です。

2　職員数、組織図及び人件費等

（1）職員数の推移と見通し

財団設立時（区派遣職員：43名）から段階的に区派遣職員の割合を減らし、財団職員を中心とした組織運営に努めています。

令和3（2021）年度にマラソン業務が区から移管されたこと、令和5(2023）年度は、文化芸術部の新設に伴い増員しました。

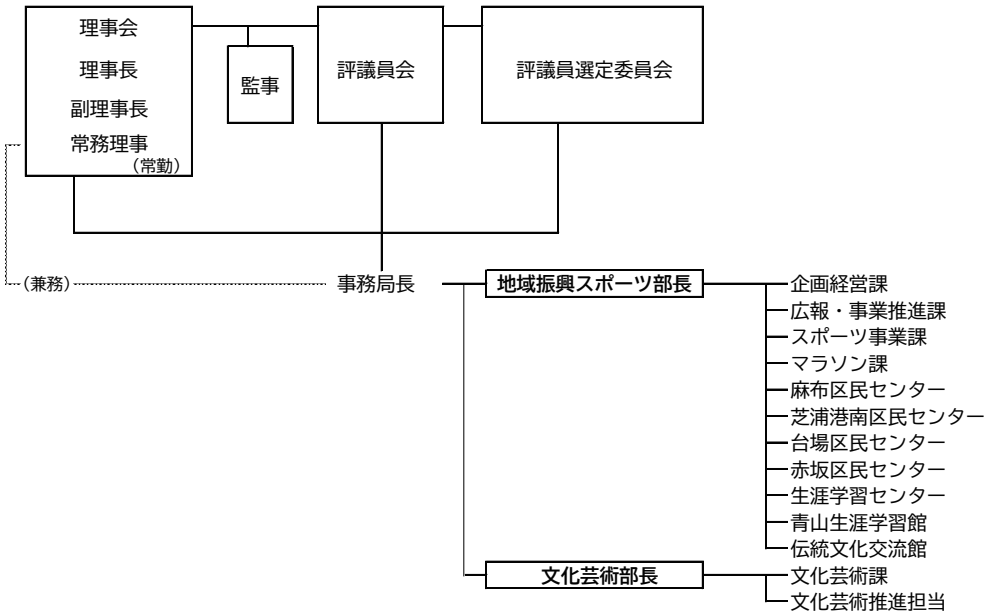
令和6(2024）年度からは、各指定管理施設に事業担当者を配置します。

（単位：人）

区分＼年度		第五次中期経営計画			第六次中期経営計画		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
区派遣職員		7	6	7	7	7	7
財団常勤職員	補助金事業	28	28	34	32	32	32
	指定管理事業	18	18	18	23	24	24
財団非常勤職員	補助金事業	0	0	1	0	0	0
	指定管理事業	35	35	33	32	32	32
臨時職員	補助金事業	5（2）	3（2）	3（1）	5（3）	5（3）	5（3）
	指定管理事業	7	6	6	3	3	3
合　計		**100**	**96**	**102**	**102**	**103**	**103**

※臨時職員の（　）は、障害者雇用の人数を内数として記載しています。

（2）組織図（令和６年４月１日現在）



（3）人件費の推移

令和3（2021）年度に、事業課を広報・事業推進課と新設の文化芸術課に分けるとともに、昇給制度を新たに設けました。

令和４・５（2022･2023）年度は職員の処遇改善等による増加分を「その他人件費」に計上しました。

令和６・７（2024･2025）年度は調整手当の段階的な引き上げに伴う人件費の増加分を計上しています。

（単位：千円）

区分＼年度		第五次中期経営計画			第六次中期経営計画		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
人件費	補助金事業	130,878	137,263	174,276	167,636	184,400	189,932
	指定管理事業	187,754	187,372	197,056	249,103	262,127	269,964
	管理部門	70,130	79,784	78,085	93,402	102,742	105,824
小　計		**388,762**	**404,419**	**449,417**	**510,141**	**549,269**	**565,720**
その他人件費		0	5,721	12,000	20,500	20,500	20,500
合　計		**388,762**	**410,140**	**461,417**	**530,641**	**569,769**	**586,220**

※令和4(2022)年度までは決算額、令和5(2023)年度以降は予算額を掲載しています。

【参考】常勤職員の給与推移（賞与、超過勤務や通勤手当等含む）

（単位：千円）

区分＼年度	第五次中期経営計画			第六次中期経営計画		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
一人あたり人件費	3,959	4,012	4,189	4,386	4,590	4,708

※常勤職員　平均年齢：50.5 歳　平均勤続期間：5.8 年〔令和5(2023)年4月現在〕

3　第六次中期経営計画（令和６年度～令和８年度）策定方針

令和５年６月２１日策定

１. 計画策定の目的

財団は、平成19（2007）年に区が策定した「外郭団体改革プラン」により経営機能の強化が求められたことを契機に、自立性を高め計画的に財団運営を行うことを目的として、平成21（2009）年に3か年を計画期間とする第一次中期経営計画を策定し、これまで5回策定してきました。

今回策定する第六次の計画では、令和5（2023）年5月に新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけが2類相当から5類へ移行されたことを分岐点として、「区民の身近にあり、区民に親しまれ、区民に喜ばれる財団」を目指し、新たな課題にも積極的に取り組んでいきます。

２. 財団を取り巻く環境の変化

区の人口は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、これまでの増加傾向から一転して令和2（2020）年6月以降減少しましたが、令和4（2022）年2月から再び増加（年少人口、生産年齢人口、老年人口の3区分とも）に転じ、令和5（2023）年4月現在で26万3，900人を超え、今後も増加傾向が続く見通しです。

また、コロナ禍を契機としてDXが急速に進展していくなかで、人と人とのつながりが実感できる地域コミュニティの重要性も再認識されています。

令和4（2022）年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻等に起因する社会情勢の不安定さや急激な円安などによる物価の高騰、近年頻発する自然災害は区民の生活にも大きな影響を与えています。

さらに、SDGs、カーボンニュートラルの推進、人生100年時代の到来や誰もが共生できる社会の実現など大きな潮流の変化も十分考慮していく必要があります。

３. 現状と課題

地域とのつながりや多様性を尊重した誰もが参加できる様々な事業を展開する一方で、財団の認知度の向上につながっていない現状があります。

また、キャッシュレス化を始めとした利用者や参加者の利便性をより一層高めていくとともに、財団の事業を分かりやすく伝えていく工夫も必要です。

さらに、人事・給与制度の見直しや働きやすい環境づくり、補助金等への依存度を低減していくための自主財源の確保に取り組んでいく必要があります。

4.計画のめざす姿及び計画策定にあたって取り組む課題

（1）計画のめざす姿

区民の身近にあり、区民に親しまれ、区民に喜ばれる財団
～新たな挑戦、柔軟さと行動力～

（2）計画策定にあたって取り組む課題

以下の8つを取り組むべき課題とし、既存の施策体系の見直しにも積極的に取り組みます。

①地域との連携強化

・町会・自治会、商店会、企業、大学、大使館等と連携し、地域コミュニティの更なる活性化につながる事業

②共生社会の実現に向けた取組み

・国際交流、多世代交流を推進していく事業
・障害の有無に関わらず参加しやすい事業

③ＤＸの推進

・事業参加費のキャッシュレス化の拡充
・事業申込みの利便性の向上

④広報・情報発信の強化

・効果的なSNSの活用（プッシュ型の発信等）
・相手に伝わるホームページの構築

⑤事務事業の効率化

・各課、施設の事業データの集約、活用による事業の整理
・オンライン環境の充実による事業の効率化

⑥組織体制の強化

・職員のキャリアアップを支援できる人材育成制度
・人事・給与制度の見直し
・事業提案制度の構築

⑦財団独自の自主財源の確保

・財団の事業に結び付けた寄付制度及び港区版ふるさと納税制度の周知
・Kissポート会員制度やKissポートボランティア制度の見直し

⑧指定管理施設の獲得を見据えた準備

5.計画策定にあたっての工夫

（1）数値目標を設定します。
（2）区の「伝わる日本語」の取組みを踏まえ、文章は短く分かりやすくします。
（3）イラストや写真等を取り入れて見やすくします。

6. 計画期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで（3年間）

7. 策定体制

財団事務局職員と指定管理施設職員のそれぞれの視点をバランスよく反映できるように11名で構成した第六次中期経営計画策定プロジェクトチーム（以下「計画PT」という。）を設置します。

区分	所属	氏名
リーダー	事務局長	森　信二
サブリーダー	地域振興スポーツ部長	島田　晶
	文化芸術部長	宮﨑　刀史紀
メンバー	企画経営課	島村　淳一
	広報・事業推進課	鈴木　剛
	文化芸術課	太田　志保
	スポーツ事業課	高本　昌弥
	マラソン課	熊屋　亜由未
	赤坂区民センター	川股　江津子
	生涯学習センター	長谷川　真衣
	伝統文化交流館	杉山　歩
事務局	計画推進担当	利根川　光文

8. スケジュール

令和5年6月　計画策定方針の決定（経営戦略会議）

第五次中期経営計画の進捗状況の検証・課題整理

6～7月　計画PTでの検討（月2回程度、合計4回程度）

11月　理事会・評議員会へ計画の進捗報告

計画（案）の決定（経営戦略会議）

12月　区への協議

令和6年2月　計画の決定（経営戦略会議）

3月　理事会・評議員会へ計画の報告

4　付属資料（設立趣意書・定款・クレド）

設立趣意書（全文）

港区は自然の緑多い居住環境と高度の都市機能が共存したまちとして発展してきた。

しかし、バブル期における著しい業務地化により、定住人口は大幅に減少し、地域によっては、緩やかになりはしたものの今なお減少傾向が続いている。

その結果、町会・自治会を中心とした地縁型のコミュニティは衰退の状況にある。

港区は、定住人口の確保を区政の最重要課題として掲げ、基本構想に示す将来像「やわらかな生活都心―住みつづけられるまち・港区－」の実現をめざしている。

定住人口が 15 万人台で停滞する一方、昼間人口が 90 万人を超える都心区特有の現象を持つ港区のコミュニティの再生を図るため、町会・自治会などの従来からある地縁的なコミュニティ団体の活動の活性化とともに、昼間区民といわれる区内で活動している人びととの相互交流を深め、都心にふさわしいコミュニティの形成を図る必要がある。

そのため、港区では、区のコミュニティ活動の拠点となる施設の拡充とともに、時代の変化に対応した施策を行っているが、コミュニティ活動の場所や機会の提供にとどまらず、人びとのふれあい交流事業や施設・事業の情報提供など、これまで以上に積極的なコミュニティ振興施策を実施することが重要となる。

一方、区民や区内で活動する人びとの間には、こころの豊かさと生きがいを求めて活動する人びとが増え、区民一人ひとりが生涯にわたって行う生涯学習に対する需要も増大し、その内容も高度化、多様化している。こうした人びとの学習意欲に応え、生涯学習を推進していくための基盤を整備し、学習ニーズの多様化、高度化に応えるため、生涯学習情報の提供や学習機会の拡充を図るなど生涯学習を支援していくことが必要である。

また、区は、これまで区民や区内で活動する人びとの自主的な文化活動を支援するため、活動の場の整備や文化団体の育成を図り、人びとが身近で手軽に活動に参加できる機会の確保に努めてきたが、より多様な場や機会の確保を整備するとともに、文化の担い手である人びとの自主性を最大限に尊重しながら、文化活動を行うグループ等を支援していくことが必要である。

さらに、健康に対する人びとの考え方も、時代の流れの中で大きく変化してきている。心身ともに健康であることは、豊かで充実した人生を送るための基盤である。生涯を通じていきいきと健康に過ごしていくことは、ますます重要となっており、自己の健康の保持増進に向けて、区民一人ひとりが「自分の健康は自分で守り、つくる」という、より積極的な健康づくりの取

り組みが求められている。そのため、個人の健康づくりはもとより、健康づくりの地域活動や自主的活動への支援を積極的に推進していく必要がある。

このような中で、港区のコミュニティ振興事業と文化振興事業・生涯学習の支援事業、健康増進事業並びに関連施設において、区民サービスの一層の充実を図り、幅広い住民を対象としたきめ細かな対応を行うには、限られた対象者を事業目的とする現行の縦割り組織、事業並びに施設では事業や施設の弾力的な実施や運営の面で、施設の利用申請が当該施設でしかできないとか、自主的な活動グループ等の横の連携がとりにくいなど一定の限界がある。

そこで、既存の制度や行政の枠を越えた新しい観点から、機動的かつ弾力的なサービスを担わせるために、公平で社会的信頼性の高い、財政的に安定した公益法人の創設が必要となる。

こうした考えのもと、港区は、地域の問題や共通の課題解決への主体的な取組みのできる都心にふさわしいコミュニティ形成をめざすために、地域で暮らす人々の自主的な活動を支援し、コミュニティ振興、文化振興・生涯学習の支援、健康増進の各事業を推進するとともに、コミュニティの活性化を図るための機会と場を提供することによりコミュニティの振興を図り、もって健康で文化的な区民生活の向上と地域社会の発展に寄与することを目的とする、「公益財団法人港区ふれあい文化健康財団」を設立するものである。

平成8年3月

公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団 定款

第1章 総則

（名称）

第1条　この法人は、公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団と称する。

（事務所）

第2条　この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章　目的及び事業

（目的）

第3条　この法人は、コミュニティの振興を図るため、東京都港区の区域内に在住、在学及び在勤する者に対し、これらの自主的なコミュニティ活動の支援やコミュニティの活性化を図るための機会と場の提供などのコミュニティ振興事業、スポーツ振興事業、文化振興事業、生涯学習支援事業及び健康増進事業を行い、もって健康で文化的な区民生活の向上と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) コミュニティ振興に関する事業

(2) スポーツの振興、普及啓発に関する事業

(3) 文化の振興、生涯学習の支援に関する事業

(4) 健康増進を図るための事業

(5) 港区から受託するコミュニティ、スポーツ、文化、生涯学習、健康増進に関する事業

(6) 港区から受託する施設の管理運営に関する事業

(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2　前項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 資産及び会計

（基本財産）

第5条　基本財産は、第 4 条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

2　基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第6条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第7条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第8条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3　第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第9条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第３項第４号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

（評議員）

第10条　この法人に評議員 19 名以上 24 名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第11条　評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2　評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 4 名の合計 7 名で構成する。

3　評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4　評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5　評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6　評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

7　評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8　前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2 人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の評議員）につき 2 人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9　第 7 項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

10　この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特別の関係が

ある者の合計数、又は評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特別の関係がある者が含まれてはならない。

（任期）

第12条　評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3　評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第13条　評議員は、無報酬とする。

2　評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準は、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

（構成）

第14条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第16条　評議員会は、定時評議員会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、11 月、3 月及必要がある場合に開催する。

（招集）

第17条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
3　評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の日の1週間前までに、評議員に対して、書面で通知しなければならない。
4　前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
（議長）
第18条　評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。
（決議）
第19条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1) 監事の解任
(2) 定款の変更
(3) 基本財産の処分又は除外の承認
(4) その他法令で定められた事項
3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
（議事録）
第20条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が記名押印する。

第6章　役員

（役員の設置）
第21条　この法人に、次の役員を置く。
(1) 理事 10 名以上 15 名以内
(2) 監事 2 名以内
2　理事のうち 1 名を理事長、1 名を副理事長、1 名を常務理事とする。
3　前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、

副理事長及び常務理事をもって同法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第22条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2　理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3　この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。監事についても、同様とする。

4　他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。監事についても、同様とする。

5　この法人の監事には、この法人の理事 (親族その他特別の関係にある者を含む。) 及び評議員 (親族その他特別の関係にある者を含む。) 並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第23条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3　副理事長は理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

4　常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

5　理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第25条　理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4　理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有

する。
（役員の解任）
第26条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
（報酬等）
第27条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
2　理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。
（理事及び監事の責任免除）
第28条　この法人は、理事又は監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 7 章　理事会

（構成）
第29条　理事会は、すべての理事をもって構成する。
（権限）
第30条　理事会は、次の職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
（開催）
第31条　理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。
2　定時理事会は、毎年度 5 月、11 月、3 月に開催する。
3　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催することができる。
(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
(4) 監事が必要と認めて理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
(5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。
(招集)
第32条 理事会は、理事長が招集する。
2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
3 理事会を招集するには、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して、書面で通知しなければならない。
4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
(議長)
第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
(決議)
第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
(議事録)
第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)
第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。
(解散)
第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。
(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第39条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章　公告の方法

（公告の方法）

第40条　この法人の公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章　事務局

（事務局）

第41条　この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

４　前項以外の職員は、理事長が任免する。

５　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第42条　この法人は、公正で開かれた事業活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

２　情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（個人情報の保護）
第43条　この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
2　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 補則

（委任）
第44条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則
1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3　この法人の最初の理事長は、次に掲げる者とする。
菅谷眞一
4　この法人の最初の副理事長は、次に掲げる者とする。
小林敬三
5　この法人の最初の常務理事は、次に掲げる者とする。
由井敏参

クレド（Credo）

港区スポーツふれあい文化健康財団は、2008年5月より「Kissポート・クレド」と名づけ、職員一人ひとりが、心に刻みつけるべき標語を定めています。

クレドは、サービス業を中心に、多くの企業で導入されています。

クレドは、組織のミッション（使命・存在意義）やビジョン（目的・将来像）を実現するために、守るべき価値基準と、職員一人ひとりの行動基準を定めるもの、と言われています。

したがって、クレドでは、顧客満足のための接遇に気をつける、個人情報保護のために、扉のついた鍵のかかるキャビネットにしまう、など何気ないことであるが、しかし、絶対に忘れてはならないことを網羅しています。

1 私たちは、法令遵守と倫理の遵守に心がけます。
2 私たちは、クレームこそ宝の山と考えます。
3 私たちは、笑顔が笑顔を呼ぶことを知っています。
4 私たちは、言葉だけでは伝わらないことを知っています。
5 私たちは、人と人とのつながりや、人との出会いを大切にします。
6 私たちは、お客様の声に耳を傾けます。
7 私たちは、どうしたらお客様に喜んでいただけるか、いつも考えています。
8 私たちは、お客様のご要望に、迅速かつ正確にお応えします。
9 私たちは、目に見えない小さな危機の兆しまで見逃しません。
10 私たちは、サービス向上のため、誠心誠意、たゆまぬ努力を惜しみません。
11 私たちは、サービス向上のために、あらゆる場面で、創意工夫に努めます。
12 私たちは、地球の水と、緑と、空気と、そして人を含む動物を大切にします。
13 私たちは、報告、連絡、相談を欠かしません。
14 私たちは、わかりやすく、懇切丁寧な情報提供に努めます。
15 私たちは、お客様の個人情報をお守りすることを約束します。
16 私たちは、お客様の個人情報の取り扱いについては、お客様のご意思を尊重します。

第六次中期経営計画－令和6（2024）年度～令和8（2026）年度－

令和 6（2024）年 3 月 発行

発行　公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団
編集　地域振興スポーツ部　企画経営課
〒107-0052　港区赤坂 4-18-13　赤坂コミュニティーぷらざ 2F
TEL：03-5770-6831
FAX：03-5770-6884
https://www.kissport.or.jp



（公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団）